

臨床心理士・公認心理師

岡田裕子さん

Yuko Okada



「難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援」は弁護士経験のある著者であるからこそその内容であり、依頼者対応に悩む弁護士のバイブルです。その著者岡田さんにお話を伺いました。

ご著書「難しい依頼者と出会った法律家へパーソナリティ障害の理解と支援」について

—— ご著書「難しい依頼者と出会った法律家へパーソナリティ障害の理解と支援」を書こうと思われた動機を教えてください。

企業法務の事務所に勤務していた頃、自分自身が困った精神疾患を持った依頼者といつもすったもんだやっていたというわけではないのですが、弁護士を辞めて大学に入りなおし、臨床心理士になった後に、自分の法律学のバックグラウンドと心理学のはざまのことをやってみたいという気持ちがあって、早稲田大学のリーガルクリニック法律事務所に臨床心理士として所属しました。その後、早稲田臨床法学教育研究所

の招聘研究員となった頃、司法修習の選択型実務修習が始まり、心理と関係のあるプログラムを第二東京弁護士会から出させていただくことになりました。二弁の先生から、「精神疾患を持つクライアントさんに困っている弁護士はすごくたくさんいますよ」と言われ、精神疾患、例えば統合失調症や双極性障害、うつ病など、いわゆる精神病の依頼者への対応ということでロールプレイや事例検討会の研修を選択型実務修習で何年か行っていました。

いろいろな精神医学の精神疾患の類型を考えて、こういう依頼者だと弁護士としてはどう困るかなということを考えるうちに、統合失調症や躁鬱病の人たちは医療的な治療が非常に重要で、逆に医療的な治療にきちんとつながっていれば、弁護士としてもそこまで困らない。むしろ、

本当に困るのは、明確な精神病ではないけれども対応が難しい、パーソナリティ障害的な人じゃないかと考えていた頃に、法テラスからのご依頼で、パーソナリティ障害の対応方法に関する研修の企画と実施を行うようになりました。それを何年かやっているうちに、研修の内容を本にしてはという話になりました。

—— 現場の声にお応えいただいたという感じですね。

私は早稲田大学で家事・ジェンダークリニックの非常勤講師をやっておりまして、地域の方が家事事件の法律相談に来た際に、私も心理士の立場で同席しました。そこに時々困った方がいらっしやったり、それ以外の機会にも弁護士の方々から精神的に問題のありそうな依頼者についてご相談を受けることが増える中で、法律家はこういうところが盲点に

なっているのではないかということを観察し、こういう本を書くといいのかなと思っていたこともあります。

パーソナリティ障害のことを勉強すると、パーソナリティの種類やタイプを知ることができます。なぜ、そういう人たちがそのような行動をするのかという心理的メカニズムを学ぶと、パーソナリティ障害と診断がつくような極端な場合に限らず、一般的に人の性格を考える際にも、少し自己愛的だったり、少し依存的だったり、いろいろなタイプの方々がおられることがわかるので、それに応じた対応方法が導き出せます。私自身、カウンセリングでいろいろな患者さんと会う中で、パーソナリティ障害の理論というのは患者さんの理解に非常に役に立つなと思っていました。

深層心理学の側面、つまり表面的な意識だけではなくて、無意識のことも考える力動精神医学という領域から、パーソナリティ障害の理論は発展してきているところがあります。そういう意味でもとても深く、面白い分野だなと思います。

本を書いた経緯はこのような具合なので、私自身の弁護士としての経験をお伝えしているというより、弁護士の方々からのニーズに対し、自分の心理職と弁護士の両方の経験と知見から何とか解決案をひねり出して提供しているという感覚です。そういう意味では、私の役割はこの領域の水先案内人であり、今後は私の提供している知識を使って、現場の弁護士の方々ご自身で実務家としてのスキルを練り上げ、それを広めていただきたいという思いでいます。

—— あの本の反響はいかがでしたか？

出版直後、岡口基一裁判官のリツイートがきっかけで、アマゾンの「司法・裁判」の売れ筋ランキングで一位になったことがあり、非常に驚きました。その後、弁護士会などから研修会講師のご依頼をいただくことがあり、少しは法律関係者のお役に立ったのかなと思う面もあります。

ただ、一方で反発を受けた部分もあります。事務所経営的なことを考えれば、そういった依頼者が来たら断るのが当然であって、引き受けることを前提に書かれているのはおかしいんじゃないか、危険なことだというご批判もありました。

—— 先生のご著書にも書いてありましたが、事件を受けてからだんだんわかってくるのであって、最初からわかるわけではありませんよね。

自分の臨床経験でも、ある程度信頼関係を築いて、いい感じだと思ったら、突然怒り出す患者さんがおられます。患者さんには、こういう素地があって、深層心理の中でのいろいろなことが動いていて、あるときそれが発露するわけですが、その裏が見えないと弁護士はお困りになるのではと思います。受任するかどうかはそれぞれ弁護士の方針にお任せすべきことですが、実際に目の前にいる依頼者に困った事態が生じたとき、どうやったらよりポジティブに対応できるかをお伝えしたいなと思っています。

—— 桑原元副会長は、数年前に岡田さんの研修を受講され、「自分の弁護士人生中、一番役に立った研修

だった」と絶賛されていましたね。

桑原 研修を受け、「これは買わなあかん」と思い、早速この本を20冊ぐらい買って事務所の弁護士に配りました。最近、それ以降に入った弁護士のため、更に10冊買い、配りました。事務所のパラリーガルの事務員にも読んでもらおうと思っています。

弁護士を20年以上やってきて、過去にはどうしてもうまくいかなかったことももちろんあったのですが、先生の研修を受け、あれはそういうことだったのかと心当たりを鋭く突かれたような気がして、感銘を受けました。

うちの事務所は60期以降が多く、私も教育としては「そう簡単に『この人あかんわ』と言わず、依頼者に食らいつくように」と教えています。依頼者と向き合う中で、メンタル的にしんどくなる者もおります。話を聞いてみると、初めは右も左もわからないんですが、一生懸命、丁寧に時間をかけて取り組み、うまいこといったという成功体験をつかむと、その型にはまってしまって、どんな人に対しても同じパターンで接してしまう。そうすると、本にもあったように、簡単に真逆の結果が起きてしまうのです。若手に、そのような場合には「一生懸命やるそのやり方が違う」ことを伝えたくてもうまく伝えられず、どうしたものかと悩んでいたのですが、岡田先生の研修で、やはり「見分け」自体が非常に大切だと思いました。最初から見分けるのはなかなか難しいですが、気づいてからど

うするかも含めて「見分ける力」をつけるためにも、まず理屈や事例を知らんとあかんだらうと、本を配ってみんなに読んでもらっています。

経歴

—— 岡田さんは修習46期で、東京の企業法務系の事務所で弁護士をされてから、進路変更をされたのですね？

大学時代、法学部に在籍していたのですが、心理学にも興味が出てきて、このまま司法試験に行くか、心理学の分野を学び直して家裁の調査官を目指すか、悩みました。その後、司法試験を目指すことを決め、合格して弁護士になり、その間は心理学への関心を忘れていました。

弁護士として企業法務をやっている中でも家事事件など一般民事もありました。事件がうまく解決できて依頼者の方に感謝していただく瞬間があるわけですが、そもそも法律の紛争は、大体何かを失ったり、傷つけられたりして起こっている。財産的なことだったり、家族だったり、あるいは自分の将来だったり、ある種の喪失体験が必ずあり、例えば、事件としては金銭的解決が図られたけれども、この人はこの喪失体験をずっと抱えて生きていくんだな、この方にはまだその支えは必要だなと思うことがちょくちょくありました。そんな時に、自分は法的な解決よりも、この続きの話が聞きたいと強く思ったんですね。もっと依頼者の話をゆっくり聞きたい、依頼者の心理に触れたいと思って心理学を勉

強することにしました。要領がよい方ではないので、一旦、心理学に集中してやってみようと思い、弁護士事務所を辞めました。

—— 大学に入り直されたのですね？

学士入学して、学部2年間で基礎心理学を勉強しました。臨床心理士は修士号を取らないといけないので、修士、博士課程と進みました。

—— 大学院を修了された後はどうなされたんですか？

心理の人は、修士課程を卒業して臨床心理士の資格を取ったら、博士課程にいても臨床をやります。私も修士課程修了後は臨床が中心の生活になりました。

—— 臨床というと、クリニックやカウンセリングルームで患者さんにあたるのですか？

心理職は、医療、福祉、教育、司法、産業等、いろいろな領域でいろいろな働き方をしています。私は主に精神医療領域で、入院患者さんがいる病棟のあるいわゆる精神科病院と、うつ病などで通院治療の患者さんがおられる精神科クリニックの両方で心理検査やカウンセリングを中心に行い、あわせて大学や予備校の学生相談もやってきました。

—— 弁護士登録は抹消されたのですね？

数年前まで東京弁護士会の登録は続けていたのですが、ほとんど弁護士プロパーの仕事はしていなかったので、弁護士会費を払うことが負担になってきて抹消してしまいました。そんなわけで、私は心理職に専念しているのですが、心理職から見ると、弁護士が持つ現実的な問題を

解決するパワーはすごいと思うことがあります。特に医療領域のカウンセリングは、決められた時間に患者さんとお会いするもので、現実的なサポートには手を出せないし、出してはいけないんです。現実的なサポートが必要な患者さんには必要なサポート資源をご紹介して、そちらでお願いすることになります。他方、法テラスなどを通じておつきあいのする弁護士さんの中には、心理的なセンスがよくて、依頼者の心理状態をよく理解してそれに沿いながら、適切に法的実務を進めておられる先生方がいらっしゃいます。弁護士というのはある種のオールマイティーカードみたいなどころがあると感じます。

心理士の社会的意義

—— スクールロイヤー事業で、教育委員会から学校現場へ、臨床心理士の先生と弁護士がセットで派遣されて、ご相談を受ける業務がありません。臨床心理士の先生は、当事者の子どもや教師、保護者を巡る状況から丹念にアセスメントをされ、トラブルの渦中にある当事者の真意を探り、本当の問題に迫る、そこへのサポートを促す、そういった解決を導かれることがあります。

確かに、法律家の視点と心理士の視点はすごく違うことがあります。普通の法律相談でも、相談者の言葉の裏にある真のモチベーションを十分把握しないまま弁護士の方がこの法律構成でいっちゃおうと出発してしまう、そういう場面をよく目撃するので、心理士との協働関係は必要

なのだろうなというのはよく思います。

その反面、心理士側も、法的な解決や現実面での解決との兼ね合いで何を伝えるべきかということは、もっと知る必要があると感じます。公認心理師という資格ができ、公認心理師国家資格の試験科目に法律が入ったので、心理の方が法的な知識を持って法律家とコミュニケーションができるようになることを期待しています。

—— 私も、お子さんが一時保護されてしまったお母さんの代理人にいたことがあります。児童心理士さんがお母さんに、保護されているお子さんについて説明し、初めのうちはお母さんは「1回や2回の面談でうちの子の何がわかるのよ」という感じだったんですが、話を聞くうちに前のめりになっていきました。こういう言動にはこういった心理があるんだとか、そのお子さんの特徴をすごくよく捉えて説明され、「お母さんと再会した時に多分この子は『わー、お母さーん』とか『久しぶり』ではなく、するすると普通に話しかけてきて何事もなかったようにすると思いますよ」と言ったら、本当にそのとおりだったんです。こういう言い方をした方がこの子には通じやすいとかいろいろなアドバイスをいただいて、本当に助かりました。母子家庭で頼れるところがなかったんですが、児相はプロの集団なんだな、だったら頼りにしてもいいのかなとお母さんもわかったと思います。心理士というのはつなぐ役割だな、社会的意義がすごくあるお仕事だなと思いました。

心理士の労働条件がとても厳しいにも拘らず心理職を選ぶ人は、心理をやりたい、これしかないと思って自分の臨床スキルを磨いている人が多いので、その専門性を、弁護士の方々に認知していただければいいなと思います。

心理学を学び始めた時、大学の教授に、「心理臨床家とはプロの料理人なんですよ」と言われました。料理ってある意味誰でも作れますよね。でも、プロの料理人が作る料理は何か違う。レストランで毎回同じ味を出してくる料理人のお料理は、肉じゃがでも、野菜炒めでも、ステーキでも、私たちが作るものと違う。プロの心理臨床家とはそういうものなんだと。誰でも話を聞くことができるし、誰でもカウンセリング的なことは形としてはできるけれども、そこで提供されているカウンセリングは、プロが提供しているのか、そうじゃない人が提供している

のかに質的な違いがあるんだし、違いがなければいけないのだと言われました。

—— プロの作った料理に匹敵するカウンセリングというのはどういうカウンセリングになりますか。

まず、心理学的な知識ですね。発達心理学、認知心理学、社会心理学、精神医学、深層心理学等の基礎心理学の理論を学びます。また臨床心理学として、ロジャースや認知行動療法、精神分析などの様々な技法についても学びます。一般的にカウンセリング・スキルとして、「傾聴」や「共感」が強調されますが、心理士は共感の前提として、心理学の理論からもクライアントを理解しようとしています。また、クライアントに対してどのように接するか、何を伝えるかということは、それぞれ拠って立つ心理臨床技法の理論に基づき、判断し行動しようとしています。



実際の臨床を始めてからは、例えば事例検討会に出席して、生の事例を通じて臨床を学びます。更に心理臨床の実践的なトレーニングとして、個人スーパービジョンという自分が行っているカウンセリングのケースについて、定期的にシニアの心理士の方から個人的な指導を受けます。

加えて、自分のセラピー、自分のカウンセリングを受けるということもすごく重要なカウンセリングの訓練になります。

アメリカでは、博士号を取得するほどの理論学習と一定時間の個人スーパービジョンを受けることがサイコジストの資格試験を受けるための条件になっていますし、若い時に自分自身のカウンセリングを受けて自己理解を深めるということも一般的に行われているようです。日本でも、そういった意識で自己研鑽を積む心理士は少なくありません。

—— **心理士さん自身も自己セラピーを受けて自身についての理解を深めないと、他者の理解もできないということですか。**

自分の心は見えているようで見えないですね。自分のカウンセリングを受けることで自分の心の世界が少しは見えるようになると、それに呼応する形でクライアントさんの世界も見えやすくなっていくということがあるのかなと思います。

困った依頼者に 出会ったときに

—— **ご著書を拝読し、ステップ1はパーソナリティ障害について知る**

ことであるとして、ステップ2として、実際に困ったときに誰にどうヘルプを求めたらよいのかが難しいと思いました。

精神医学的な知識を身につけるだけでもすごく楽になると思います。

そうはいつでも実際に会える依頼者は千差万別であり、本のとおりにはいかない。そのときに、事例検討会で事案を紹介し、みんなで考える、更に出来れば臨床心理士あるいは精神科医のコンサルタントを入れて検討して考えていく、そんなシステムが弁護士業界にあるといいなと思っています。

心理職は定期的にそういうことをする文化があって、自分が困ったケースは個別のケースだけでも、それを共有することで他の人も学べます。仮にそこで有効なアドバイスがなかったとしても、発表者自身、自分の中で悩んでいるより、客観的に出して他の人と考えを共有することで視野は開けます。

私が企画担当している研修では模擬法律相談をしています。心理士の方に法律相談に来たパーソナリティ障害の人を演じてもらって、若手の弁護士が30分間の法律相談を行うセッションを何セットかやって、そのフィードバックを行っています。

また、同じ研修で事例検討会も行います。生の事例を一人が出し、精神科のコンサルタントにコンサルテーションしていただく。例えば、依頼者が法的には筋の悪い変な主張に固執して、いつまでたっても離婚調停が成立しないと、弁護士としては「何でこの人はこんなことを主張しているんだ」と疑問に思うわけ

ですが、精神科のコンサルタントからその背景の説明を受けたり、弁護士側があまりにも一生懸命やり過ぎた結果、関係がこじれたケースについてアドバイスをいただいたりしています。参加者全員に「ああ、そういうことか」と新鮮な視点を心得て納得していただくことが多いです。

そういうことが弁護士会での若手弁護士の研修などでも導入されるといいのではないかなと思います。各地に臨床心理士、公認心理師はおられますので、その方の協力を得て実施することも可能ではないかと思うのですが。

心理士への相談

—— **イソ弁になりたての頃は、同期の飲み会で困りごと相談ができましたが、期が進むと、飲み会での赤裸々な相談もできにくくなります。大阪弁護士会では、先輩弁護士に相談できる制度があり、私も参考になるアドバイスをいただいたことがありましたが、心理士さんに相談できたら、ペアで入っていただけたらと思うことがあります。**

コンサルテーションの場がある意義は大きいと思います。私自身、大変な患者さんのカウンセリングをしている時に、今は一人で対応しているけれど、後でスーパーバイザー（コンサルタント）に相談できる、一人で抱え込まないでよいと思うことで、その場にいる心構えが違う、落ち着いて対応できることがあります。

ただし、依頼者に相対している瞬間はその人と自分の真剣勝負であ

り、瞬時の判断での対応が必要です。そういった1対1対応の場で、コンサルテーションで聞いたアドバイスが即座に役に立つというより、スーパービジョンやコンサルテーションをある程度受けていると、自分自身が少し変わっていく、現場に挑んだときの胆力が違ってくる、そういう緩慢な流れで捉えていただくほうが現実的なような気がします。

なお、心理職の専門性に期待いただくことはありがたいことですが、心理的な事は何でも見通してくれて、適確な助言をくれるに違いないという「万能的な期待」を抱いてしまうと、これが後ですごい失望をもたらします。心理職も間接的に話を1回聞いただけで的確なアドバイス、コンサルテーションができるか

は難しいところもあります。期待は現実的な適度な範囲に留め、弁護士と心理職が一緒に話し合い、知恵を出し合って、一つの事案の解決を試行錯誤しながら編み出していくというイメージで捉えるほうが良いのではないかと思います。

—— **確かに、弁護士も依頼者に万能的な期待を持たれ、困ることがありますね。**

困った依頼者をカウンセラーに紹介したら？

—— **カウンセラーに紹介したら困った依頼者の態度が変わると期待するのは間違いと聞きました。**

困った依頼者がいたときに、「カウンセラーに紹介してカウンセリン

グを受けてもらったら、この人は態度を変えて、この困難な局面が変わるんじゃないでしょうか」とお聞きになる弁護士さんが結構いますが、多分そうではないです。例えば、すごい妄想・幻覚状態の統合失調症とか躁鬱病の急性期が疑われるような方であれば、その方は家族とも相談して早く医療的な治療を求めたほうがいいです。でも、いわゆるパーソナリティ障害かもという方は、ご自分が病気だとは思っているわけではありません。だからカウンセリングが自分に必要だとも思っていないし、ましてや積極的に受けたいとも思っていない。カウンセリングを受けたいと思っていない人に勧めたからといって、じゃあカウンセリングに行こうかとは絶対ならない。逆

情緒不安定、高飛車な態度をとる、疑り深い など、感情・思考・対人関係に問題を抱える 難しい人々からの相談や依頼に、こまりはてた経験を持つ法律家の皆さんへ。



難しい依頼者と出会った法律家へ パーソナリティ障害の理解と支援
岡田裕子／編著
日本加除出版株式会社

- 「難しい依頼者」の概念を整理し、パーソナリティ障害についての基礎知識や見立てを解説（第I部）。
- 法的紛争の現場に出現しやすい当事者類型に近いパーソナリティ障害の類型を6つ取り上げ、それぞれの特徴、原因、対応法を説明した上で、具体的事例を設定し、法律相談の受付時から受任・手続に至る過程を丁寧になぞりながら、対応のポイントを提示（第II部）。
- 第一線で活躍する精神科医が、パーソナリティ障害の基礎知識やパーソナリティ障害の方々との関わり方について解説（第III部）

に、「私の何が問題なんですか？」と怒るかもしれない、火に油を注いでしまうこともあります。

また、パーソナリティ障害はパーソナリティの問題ですから、その人自身が本質的に変化を遂げるには物凄く長い治療が必要です。カウンセリングを受ける場合も、その人は自分のパーソナリティ障害を治そうと思って行くのではなくて、例えば、私は結婚したいのにどうしていつまでたっても結婚できないんだろうとか、職場でうまくやりたいのにどうしてこんなふうに転職を繰り返してしまうんだろうとか、人生の困り事があるってカウンセリングに行くわけで、カウンセラーも、この人はパーソナリティ障害かもしれないと思うけど、「あなたのパーソナリティ障害を治しましょう」といったカウンセリングではなく、「あなたの生き方がうまくいくようにサポートしましょう」となるわけです。ですから、弁護士が思い描いておられるようなカウンセリングというのは現実には実現しないものと考えていただく方がいいと思います。

弁護士が親身になって話を聞けば？

—— 親身になって話を聞けばよいというわけでもないと聞きました。

自分がすごく親身になって話を聞いていけば、この人は自分の困ったところに気がついて考えを変えるんじゃないかとお考えになる弁護士さんも結構いらっしゃると思います。これもまたちょっと難しいところがあって、親身になって話を聞き過ぎて、「この先生は私のことをすごくわかってくれるんだ」と過度に期待をされてしまい、弁護士も忙しい中、依頼者の期待にいつもいつも応えることができず、結果的に依頼者を失望させて関係がこじれるということがあります。

パーソナリティ障害の治療は、専門的なスキルの下で時間をかけてやることであり、弁護士が依頼者の法的案件を進めながら、同時カウンセリング的なこともやっていくことは難しいところがあると思います。

ですから、依頼者を変化させるのではなくて、「依頼者の困った行動

への対応をマネジメントしていく」という意識で取り組むことが、効果的なやり方でないかと思います。それは心理職のアプローチとは違うと思うんです。心理士は、クライアントのパーソナルに向き合って、その人の変化を促すためにがっぶり四つで取り組んでいくとしても、弁護士は、依頼者が困った行動をなるべく出さないように、出してもうまく収まるようにマネジメントしていくという気持ちでやっていただく方がよくて、弁護士の働きかけでその人の困ったパーソナリティを変えていくことは考えないほうがよいかと思います。

—— 大変、勉強になりました。ありがとうございました。

2021年(令和3年)11月11日(木)

インタビュー： 飯島 奈絵
桑原 秀幸
村上 知子
禿 祥子

【2022年1月10日から3月31日まで初回無料キャンペーン中】

大阪弁護士協同組合

臨床心理士による『ココロのもやもや相談（メンタルヘルス相談）』

通常、初回15分以内で1回限り電話相談無料、1回あたり1時間以内の面談相談8,000円（税込）のところ、お1人につき、初回1時間以内「電話相談（無料）」or「面談相談（無料）」

◎受付時間：毎日（土日可）10：00～20：00

臨床心理士 長谷川 浩先生【直通電話：080-8316-3887】に、お気軽に直接お電話ください。

※受付時間内にお電話をするのが難しい方は、面談申込専用メールアドレス（soudan@lawyers.jp）にお名前と電話番号をご記入のうえ、メールを送信してください。追って、長谷川先生から電話にて連絡があります。

※秘密厳守……相談者の氏名、相談内容などの情報は、臨床心理士から協同組合に提供されません。したがって、協同組合との関係でも秘密は厳守されています。